

公益社団法人北海道社会福祉士会倫理委員会苦情調査実施規程

規程第 31 号

2014 年 4 月 26 日制定

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人北海道社会福祉士会（以下「本会」という。）正会員に対する倫理綱領に関する規則（規則第 11 号。以下「倫理綱領規則」という。）に規定する調査に関する事項を定めることを目的とする。

(事前情報収集)

第 2 条 倫理委員会委員長（以下「委員長」という。）は、審査に関する決定を行う以前に、必要に応じて当該地区支部長から当該案件に関わる情報を収集することができる。

(審査に関する決定の通知)

第 3 条 委員長は、倫理綱領規則第 11 条における審査に関する決定について、申立人及び被申立人に文書で通知するものとする。但し、審査をしない決定については、被申立人には通知しないものとする。

(調査委員の選任)

第 4 条 委員長は、倫理綱領規則第 12 条に基づき、倫理委員会の中から 3 名の調査委員を委嘱することとする。

2 前項の規定により的確な選任ができない場合には、委員長は、3 名中 1 名について、会員又は会員でない者の中から調査委員を選任することができる。

(委嘱書の交付)

第 5 条 委員長は、調査委員を決定次第、速やかに調査委員へ委嘱書を交付しなければならない。

(調査の実施体制)

第 6 条 調査委員が調査を行う際は、委員長が指名する倫理委員である調査委員 1 名を責任者として互いに連携し、原則として 3 名で調査にあたるものとする。

2 委員長は、あらかじめ調査委員に審査を行う倫理委員会の開催日程を告げ、調査完了の期限の目途を提示しなければならない。

- 3 調査委員が調査を行う際には、前条の委嘱書を常に携帯し、必要に応じ提示するものとする。
- 4 調査委員は、第三者に調査を委託してはならない。
- 5 委員長は、調査の進捗状況等の報告を調査委員に逐次求めることができる。
- 6 調査委員は、調査従事中不測の事態が生じた場合は、速やかに委員長に報告し、対処について協議するものとする。

(調査委員の任期)

第7条 調査委員の任期は、当該苦情案件にかかる倫理綱領規則第15条に基づく理事会の審議が終了した時点までとする。

- 2 調査委員である倫理委員は、倫理委員の任期が満了し再任されない場合においても、引き継ぎが完了するまで当該苦情案件の審査に関して倫理委員の身分を保持することができるものとする。

(調査報告)

第8条 調査委員は、調査後速やかに各調査委員の署名のある調査に関する報告書（以下「報告書」という。）を委員長に提出する。

- 2 倫理委員である調査委員は、報告書の内容を倫理委員会において説明しなければならない。
- 3 調査委員は、倫理綱領規則第13条に基づき、委員長に提出する報告書において、以下の各事項について明らかにしなければならない。
 - (1) 申立人からの事情聴取の内容等
 - (2) 被申立人からの事情聴取の内容等
 - (3) 調査委員の判断によりその他から事情聴取した場合の内容等
 - (4) 苦情申立書等調査に用いた書類一式
 - (5) 調査の経過
 - (6) その他委員長が必要と判断し添付を指示した資料

- 4 委員長が必要と認めた時は、倫理委員会での審査に際し、倫理委員でない調査委員を出席させることができる。

(費用の精算)

第9条 調査委員が調査に従事するために要する費用及び第4条の規定に基づいて倫理委員でない調査委員が要する費用は、本会費用弁償に関する規程に基づ

き支給する。

2 調査委員は、調査終了後、調査にかかる費用について、「費用精算書」を本会事務局に提出し、実費精算を受けることができる。

3 調査に従事するために宿泊を伴う場合は、旅費・日当等の支払い細則（細則第6号）の規定を準用する。

(調査手当)

第10条 調査委員に対する調査および報告に関する報酬の額は、本会委員の報酬及び費用弁償等に関する規程（規程第32号）に定める額を調査報告終了後に支給する。

(改廃)

第11条 この規程を改廃するときは、倫理委員会の発議にもとづき理事会の議決を経なければならない。

附 則

1 この規程は、2014年4月26日より施行する。